

貿易取引に関する本論

関西大学教授 博士 (商学) 吉田 友之

本号は過去に連載した内容(貿易取引に関する本論)の要約版とします。

4. 信用調査の意義と実施方法

貿易取引は売買当事者双方の信頼関係がなければ成り立たない。したがって輸出者はどのような方法によって取引先を見つけ出した場合であっても必ず当該取引先の信用調査を行わなければならない。信用調査は、①取引先銀行、②信用調査機関(商業興信所)などを通じて行うことができる。信用調査は、新規の取引候補先に対して実施するのはもちろんのこと、すでに取引関係に入っており過去にまったくトラブルの生じていない業者に対しても定期的・継続的に行うべきである。信用調査に要する費用対効果面からすると、初めて信用調査を行う場合とすでに何度かそれを行っている場合とでは信用調査の対象項目の力点や信用調査の依頼先を変更することも必要となる。

5. 契約の成立

輸出者は取引候補先を探し出したらその信用調査を行うのと同時並行してその相手先に対して積極的に取引の勧誘に努める。輸出者は相手先に自社紹介、取引商品、信用照会先などを記載した手紙などを送り自社の取引希望の意思を伝える。その際に輸出者は値段表、見本、カタログなどを添付してより具体性のある取引に対する問い合わせを行うことがある。これを引き合い(Inquiry)という。輸出者は、信用調査の結果相手先が信頼のおける業者であると判断したら、相手先に商品名、価格、品質、数量、決済、引渡(船積)時期、保険などの取引条件を明確にしたうえで売申込み(Selling Offer)する意思を伝える。

この売申込みに関し相手方が無条件・無修正の承諾(Unconditional and Unmodified Acceptance)を行った場合に契約が成立する。条件付・修正付の承諾(Conditional and Modified Acceptance)は逆申込み

(Counter Offer)となり、契約は成立せず、原申込みは消滅し、新たな申込みとなる。この申込みを無条件・無修正で承諾すると契約は成立する。通常申込みは承諾回答期限を定めて行われており、この申込みを確定申込み(Firm Offer)という。通信手段は通常手紙、電話、ファクシミリ、Eメールなどいかなる方法でもよい。

6. 輸出契約書の記載事項と留意点

売買当事者は、契約が成立すると、それを誠実に履行しなければならない。売買当事者は、場合により成立した契約内容を書面にしなくてもよいが数多くの取引を同時並行的に進めており、契約成立内容の確認と後日の証拠として通常契約の成立内容を書面に残す。これを契約書という。以下では具体的取引条件と一般的取引条件を取り決める上での留意点について概説したい。

1) 価格条件

(1)通貨の表示方法・・価格をどの国の通貨で表示するのかについて取り決めなければならない。例えば輸出国(日本)の通貨(邦貨)なのか、輸入国の通貨(外貨)もしくは第三国の通貨(外貨)なのかである。

(2)価格の表示方法・・価格を表示する際、通常貿易取引で慣用されトレード・タームズ(Trade Terms)と称する種々の略号を使用する。トレード・タームズは、当該貨物の引渡場所、費用負担の分岐点、危険の移転時点などを表すとともに、価格構成要素をも明示するもので、貿易業者にとって必須の知識である。

2) 品質条件

(1)品質決定方法・・売買両当事者間で誤解のないよう商品名を明示しなければならない。またその品質や状態についての取り決めが必要となる。品質決定には以下のような方法がある。①見本売買、仕様書売買、銘柄・商標売買・・見本売買は、見本により貨物の品質を表示する方法で、大量生産品で使用される。輸出者は提示したまたは

貿易取引に関する本論

関西大学教授 博士 (商学) 吉田 友之

提示された見本と同一の現物を輸入者に引き渡さなければならない仕様書売買は、青写真、図解、カタログなどを用いて仕様書に基づいて貨物の品質を表示する方法で、見本を提示することができない大型機械類などで使用される。輸出者は仕様書などに表記したものと同一の現物を輸入者に引き渡さなければならない。銘柄・商標売買は、トレードマークやブランドが世界で広く知られている場合、これら自身を品質の表示方法とするものである。輸出者はこれらで表示された品質と同一の現物を輸入者に引き渡さなければならない。②標準売買・農産物のように収穫ごとに同一品質を保証できない商品について品質を表示する方法である。輸出者が提示した標準物と現物が同一であることが絶対的条件ではない。標準物と現物に相違がある場合、契約違反とはならずその差異は代価の増減により調整することになる。

(2) 品質保証の決定時期・輸出者はどの時点まで品質保証を行うのかについて明示すべきである。それがない場合商慣習に従い、それもない場合にはトレード・タームズの原則に従うことになる。

3)数量条件

(1) 数量単位・数量単位には重量 (Weight)、容積 (Measurement)、個数 (Piece)、包装単位 (Package)、寸法 (Size) などがあり、それらの単位を用いて取引を行っている。しかし単位は国・地域により解釈の異なる場合があり誤解のない表記をすべきである。重量を表示する際には総量 (Gross Weight) によるのか、純量 (Net Weight) によるのかについても明確にすべきである。

(2) 数量保証の決定時期・輸出者はどの時点まで数量保証を行うのかについて明示すべきである。それがない場合商慣習に従い、それもない場合にはトレード・タームズの原則に従うことになる。

4)船積 (引渡) 条件

船積時期、船積日の立証方法などについて取り決めなければならない。船積時期としては、特定の月または連月で取り決めることが多い。また特定の船積期間とする場合もある。しかしこれらは決済条件とは別個の取り決めとなっており、輸出者は代金の回収に不安を覚える。したがって信用状取引の場合船積時期は決済条件と抱き合わせた形で取り決めるべきである。また船積日が規定された船積期間中に行われたか否かの立証方法についても明記する。通常運送書類の日付をもって船積日とみなされるがその旨を明示しておくべきである。また運送の手配についての取り決めを行うこともある。

5)決済条件

送金ベース、ネットィング (Netting) などの決済、荷落為替手形による決済、荷為替手形による決済、スタンバイ・クレジット (Standby Credit)、クレジットカードなどによる決済がある。荷為替手形による決済では、①信用状なしの場合、②信用状付きの場合がある。輸出者は信用状付き荷為替手形の決済では万が一輸入者が支払不能に陥っても銀行の支払保証があるので安心して輸出取引を行える。輸出者は取引先との関係を勘案の上適切な決済方法をとるべきである。

6)貨物保険条件

輸出者または輸入者のどちらが付保するのか、どのような条件で付保するのかについて取り決めなければならない。

以上が輸出契約書で取り決めるべき主な諸条件であるが、その他に7)包装・荷印、8)知的所有権 (権利侵害にかかわる免責)、9)不可抗力 (不可抗力による契約不履行や積み遅れに対する免責)、10)貿易条件 (トレード・タームズの準拠規則の規定)、11)クレーム (クレームの申立期間、解決方法など)、12)準拠法 (当該取引の拠り所となる法律) などを取り決める。